

第219回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和6年度）及び定額減税補足給付金支給事務（新規）】</p> <p>案件2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【小児医療費助成に関する事務（再評価）】</p> <p>案件3 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民健康保険に関する事務（再評価）】</p> <p>案件4 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民年金に関する事務（再実施）】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託）（156件）</p> <p>(2) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除</p> <p>ア 個人情報取扱事務開始届出書（27件）</p> <p>イ 個人情報取扱事務変更届出書（177件）</p> <p>ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（7件）</p> <p>エ 個人情報ファイル簿変更報告書（59件）</p> <p>オ 個人情報ファイル簿削除報告書（5件）</p> <p>(3) 横浜市会報告資料（横浜市会個人情報の保護に関する条例第52条第2項）</p> <p>ア 個人情報取扱事務の委託（2件）</p> <p>イ 個人情報取扱事務変更届出書（1件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 令和5年度実績報告</p> <p>(2) 令和5年度個人情報漏えい事故件数</p> <p>(3) 個人情報漏えい事案の報告（令和6年5月16日から令和6年8月15日記者発表分まで）</p> <p>(4) 令和6年度横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について</p> <p>(5) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和6年9月25日（水）午後2時から午後3時30分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと6・7</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、寺田委員、三品委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>なし</p>
<p>事務局</p>	<p>三島市民情報室長ほか</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開（傍聴者なし）</p>

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項について、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】 (事務局) 第219回横浜市個人情報保護審議会を開始します。本日は、委員7名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しております。また、本日は傍聴人はおりません。本日も、WEB会議により開催いたします。</p> <p>本日、第13期から新たに委嘱された寺田委員が初めて審議会に参加されております。寺田委員からひとこと御挨拶をいただきたいと思います。寺田委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>【寺田委員御挨拶】 (事務局) 続いて、第12期から引き続き就任いただきました委員の皆様も、ひとことずつ、御挨拶をいただければと思います。</p> <p>【各委員御挨拶】 (事務局) 議事に入ります前に、前回の審議会でいただいた御質問について、事務局から説明させていただきます。</p> <p>(事務局) 前回の審議会では、「精神科病院障害者虐待通報窓口業務委託」について個別報告がありました。その件について、加島委員から「この虐待通告電話の録音データはどのように保管されているか」との御質問がありました。</p> <p>担当課に確認したところ、「Genesys Cloud」というコールシステムを使っていて、録音した音声データはクラウド上で保管しているとのことです。</p> <p>保管は1年間行い、その後は圧縮して5年経過後に削除する運用としております。</p> <p>クラウドサービスの利用ということで、個人情報取扱事務の新たな再委託になるので、安全管理措置報告書の提出等の手続を進めているところです。</p> <p>また、三品委員から「安全管理措置報告書の「作業施設の入退室管理」に「ICカード等によりID等をシステムに記録」と記載されているが、そのICカードは施設の入っているビル全体で発行しているものなのか、当該事業者が独自に用意し、管理しているものか」との御質問がありました。</p> <p>これについては、事業者が独自に用意し、管理しているものとのことです。入室できる人がかなり制限されている状況となっております。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(中村会長) それでは、議事に入ります。はじめに、第218回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは、承認といたします。</p> <p>2 審議事項 案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する</p>

る法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和6年度）及び定額減税補足給付金支給事務（新規）】（健康福祉局総務課）

（中村会長） それでは、「2 審議事項」の審議に入ります。最初に案件1の御説明をお願いします。

（所管課） <資料に基づき説明>

（中村会長） ただいま御説明がありました案件1について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

（各委員） <質問、意見なし>

（中村会長） それでは、審議結果通知に記載する附帯意見のとりまとめに入りますが、附帯意見は特にないということで、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

（各委員） <異議なし>

（中村会長） それでは、承認といたします。

案件2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【小児医療費助成に関する事務（再評価）】（健康福祉局医療援助課）

（中村会長） 次に案件2の御説明をお願いします。

（所管課） <資料に基づき説明>

（中村会長） ただいま御説明がありました案件2について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

今後、このPMHは様々な医療関係システムの連携に使われるのですか。

（所管課） そのとおりです。国は、令和8年度以降に全国展開したいといたします。色々な医療費助成や公費負担医療が、マイナンバーカードを利用して確認できるようになっていきます。

（中村会長） 分かりました。他に質問等はございませんか。

（各委員） <質問、意見なし>

（中村会長） それでは、審議結果通知に記載する附帯意見のとりまとめに入りますが、附帯意見は特にないということで、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

（各委員） <異議なし>

（中村会長） それでは、承認といたします。

案件3 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民健康保険に関する事務（再評価）】（健康福祉局保険年金課）

（中村会長） 次に案件3の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3について、御質問、御意見をいただきしたいと思います。

(事務局) これは冒頭に説明があったとおり、システム標準化の関係ですよね。

(所管課) 標準化に伴う変更です。

(事務局) 本市だけが特異なことをやっているわけではないという意味では、安心かなと思います。

(後藤委員) 「ガバメントクラウド移行に伴うリスク対策の追加」とありますが、どれが追加された対策ですか。事例を紹介してください。

(所管課) 全項目評価書の59ページに記載しています。「横浜市における措置」として「サーバー設置用ガバメントクラウドである」ということと、「データへのアクセスはID、パスワード認証が必要」ということと、バックアップについて、「暗号化機能のあるソフトで保存媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地で保管する」ことです。

また、今までは専用の搬送車はなかったのですが、「保存媒体は専用の搬送車で安全に搬送している」旨も追記しています。

申請書、届出書、紙媒体の保存方法については特に変更はありません。

ガバメントクラウドにおける措置については、「サーバー等は、クラウド事業者が管理・保有・設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施します。」と記載しています。

事業者はアマゾンになります。ISMAPリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されるほか、ISOの認証を受け、日本国内でのデータ保管を条件しており、こちらも国が指定する基準を満たすものになっています。

特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンターでデータベースに保管されます。バックアップも、日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンターに保存されます。ガバメントクラウドについては、1の「保管場所」の「ガバメントクラウドにおける措置」のところ、今回追加されている安全管理措置になります。

(後藤委員) ありがとうございます。

(大谷委員) 今回の標準化に伴い、自治体における対応が非常に合理化されて、業務全体の軽減につながるというふれ込みでしたが、かなり対応に苦勞している自治体もあると報道されています。

ただ、横浜市はこれまでも十分な体制が整っていますが、やはりシステム移行についてはかなり負担がかかっていると理解すべきでしょうか。それとも、順調なのでしょうか。

思った以上にコストがかかると報道されています。コストの問題ではないという意見もあると思いますが、その辺について率直に教えてください。

(所管課) 横浜市では、約30年前に構築した国保システムを、改修しながら運用しています。

他の多くの市町村も、それぞれ独自のシステムを構築しているので、国が提唱する「標準化」の趣旨は、理解できるものです。

ただし、標準化の仕様は、中規模な自治体を前提にしているのです。最大の自

治体である横浜市や他の政令市にそのまま当てはめた場合は、課題があります。

また、標準化した場合には、横浜市が独自システムで運用している機能の一部は失われますので、標準仕様のままとするのか、代替の措置を講じるべきか等を検討しています。

(大谷委員) 率直な御回答ありがとうございました。

(中村会長) それでは、審議結果通知に記載する附帯意見のとりまとめに入りますが、附帯意見は特にないということで、案件3を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

案件4 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民年金に関する事務(再実施)】(健康福祉局保険年金課)

(中村会長) 次に案件4の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(各委員) <質問、意見なし>

(中村会長) それでは、審議結果通知に記載する附帯意見のとりまとめに入りますが、附帯意見は特にないということで、案件1を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

3 報告事項(1)(2)(3)

4 その他(1)(2)(3)

(中村会長) 次に、「3 報告事項(1)、(2)、(3)」、「4 その他(1)、(2)、(3)」についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料の説明を行う前に、まず、報告資料の組み方の変更について説明いたします。

漏えい事故に係る審議会への報告は、要綱上、個別の記者発表をした重大事案が対象でしたが、これまでは、事実上全件を報告していました。

しかし、多くの資料を整理することは事務負担でもありますので、今回からは、詳細な資料をお付けするのは、個別の記者発表をしたものと、個人情報保護委員会に報告した案件のみとさせていただきます。

従前どおり、漏えい事故の一覧表はお付けしていますので、興味がおありの案件についてはお申し付けいただければ、個別に説明させていただきます。

事務の合理化の一環として、御理解いただければ幸いです。

<資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(三品委員) 個別の記者発表を行う漏えい事故が、年を追うごとに減っているのは良いことですが、ここ何箇月かのデータを見ると、児童相談所や高齢・障害支援課等の福祉支援関係の職場に、書類の紛失事故が集中しています。誤送付、誤交付も多いですが、他の職場ではあまり書類の紛失が発生しないのだとすれば、どこで事故が起こりにくいのかという点の分析も含めて、対策を講じる余地があるのではないのでしょうか。

(事務局) ダブルチェックは誤交付、誤送付を防止するには非常に有効で、外部に書類を出すときに複数の目でチェックすることが功を奏して、ミスが減っているのだと思います。紛失は、ある意味、密室的で、受け取った書類を後で処理しようと思って保存していたけれど、どこかに紛れてしまい、本当になくなったのか、誰かに間違えて渡してしまったのか等が分からないという点では、一番怖い事故です。

今、推奨しているのは、一時的保管場所で保管するという取り組みです。一度受け取ってすぐ処理するのが理想ですが、そうできない場合には課で一時的保管場所を定めて、そこに置くようにしておけば、次の日、自分が休んだとしても別の人が処理できるかもしれません。

しかし、個人のデスクで保管した場合、他の職員は、その書類があるのかわからないのかも分からなくなってしまう。急病で1週間出勤ができないような状況の場合は、処理が滞ってしまいます。

市民情報課としても、全く同じ問題意識を持っています。

(寺田委員) 別冊3の25ページの「委託事業者による個人情報の漏えいの可能性について」ですが、水道関係の情報が見えるようになっていたという事実はどうのようにして発覚したのですか。

(事務局) 委託先のサーバーに組み込んであるセキュリティソフトがスパイウェアを検知したようです。

(寺田委員) 見られるようになっていた期間はどのくらいだったのでしょうか。

(事務局) 記者発表資料には記載されていませんが、6月25日に検知をし、直ちに遮断したと聞いています。そのスパイウェアをソフトが直ちに把握しているとすれば、1日にも満たない期間だと思われます。

横浜市でも14,000件、全国的に300万件程が影響を受けております。

(寺田委員) 検知してすぐ対応したということなので、見られてないのかなと思っていましたが、やはりそういう状況だったということですね。

(寺田委員) 対策が難しいと思いました。

(事務局) ソフトウェアによる検知は、被害を最小限に食い止める効果はあったとは思いますが、本来であれば削除してよいデータでした。相手方が削除のルールを守っていれば起こらなかった事故なので、その点が残念だと思っています。

(寺田委員) 難しいですね。

(事務局) 国もこの事案にはかなり注目をしています。100パーセントとは言い切れない以上、「漏えいのおそれあり」ということで報告するよう他都市にも

指導が入っているとのこと。

(寺田委員) 今後もありそうなケースですね。スパイウェアを感知しても、すぐシャットダウンできない場合もありそうです。国にとっても非常に重要な情報提供だったと思います。

(事務局) システム関係の事故は、一度発生すると影響の大きな案件になります。システムについての課題は委員の皆様とも是非共有しながら、少しでも予防していきたいです。

(大谷委員) 「個人情報を取り扱う事務の委託」について、1点質問があります。

別冊1の764ページからの「横浜市マイナンバーカード関連事務にかかる特設センター等運營業務委託」について、安全管理措置報告書の「(5)個人情報の廃棄方法」の欄に「Salesforceで300日間がデータ保管され、経過すると自動的に削除される」と記載されています。

マイナンバーの仕組みで、長期間保存することが望ましくないものに限って「Salesforce」を使っているのでしょうか。

また、先ほどの漏えい事故についてですが、開発時点でテスト用に提供していたデータは削除したのでしょうか。貸し出したデータについて「削除した」という証明書を発行してもらうのが一般的ですが、それを受領していなかったかもしれません。今後はデータの貸出しはしないという判断で望ましいとは思いますが、どのようなルールで運用していたのでしょうか。

(事務局) 「Salesforce」については即答できないので、所管に確認し、次回審議会で回答いたします。

漏えい事故についてですが、開発用のデータについては、本来は削除証明書を出すべきものですが、本件ではそこまでの確認はしていませんでした。そこも課題だったと思います。

再発防止措置にあるとおり、今後は削除証明書も出してもらい、なるべく職員もその場に立ち会い、双方で削除について記録を取っていくということで報告を受けています。

昨年度、新法施行に伴い、個人情報取扱特記事項も全面的に見直しました。特記事項の解説も作成し、どのように運用していくのかを示しています。

令和5年度以降に渡したデータについては恐らく同様の事故は起きないと信じています。

(大谷委員) 開発環境で使うデータの貸出しについては、横浜市で取組が向上しているようで、再発がないことは確信しています。

個人情報保護委員会が行政処分を出した例で、委託先の監督が不十分だったというものがありました。事業者側が「削除した」といっていて、別のサーバーにこっそり置いていて、目視点検のときにそのファイルが見えないようにしていたものを見落とした、という事例でした。隠されたら見えないのに、それが委託元の責任であるかのように述べられている行政処分もありました。委託元の監督責任は非常に大きいというのが委員会の見方なので、それを踏まえた対応をするべきだと思っています。

また、Salesforceについてですが、訴訟等の問題もあり、思ったようにデータが復元できない等の課題があるようですので、確認をお願いします。

(事務局) 所管課にも確認します。

(中村会長) 漏えい事故についてですが、全部に目を通すことはこの審議会でも困難なので、資料を減らすことは、事務の合理化の点からは理解できます。ただ、中には「こんなミスで情報が流れてしまうのかな」と驚くような事故もあります。それぞれ個別の事故報告書は、担当課だけではなく、どこかが確認しているのでしょうか。市民情報課で全部見て、「こういう状況だ」ということを確認していますか。

(事務局) 市民情報課はもちろん確認しています。漏えい事故に限らず、事務処理ミスについてはコンプライアンス推進課に報告します。その中で漏えいがあったものについては市民情報課にも連絡が来ます。少なくとも担当課だけでなく、コンプライアンス推進課と我々で確認します。決してノーチェックになってしまうということではありません。

(中村会長) 個別記者発表があったものだけでなく、市民情報課で「これは参考になる」というものがあれば、この審議会でも見せてもらえればと思います。

(事務局) 特筆すべき点がある事故については共有し、また議論させてもらえればと思います。

(中村会長) では、了承します。以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <質問、意見なし>

(中村会長) それでは、了承といたします。

4 その他

(4) 令和6年度横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について

(中村会長) 次に、「4 その他」の「(4) 令和6年度横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について」を加島委員長からお願いします。

(加島委員) 7月12日に、第三者評価委員会による実地調査を行いましたので、概要を報告いたします。

今回は、区役所の高齢・障害支援課を、2区調査いたしました。

全体的な印象としましては、要配慮個人情報やマイナンバーといった機微な個人情報を多く扱う部署であることもあって、両区とも、個人情報に対する意識は高いと感じました。

また、限られたスペースで創意工夫を凝らしながら、事務処理ミスや紛失事故等の防止に向けて取り組んでいました。

今回調査した2区のうち、1区は割と事故が発生しがちな区を、もう1区はここ数年事故が起こっていない区を選びました。

両者に、顕著な差までは見つけることができませんでしたが、事故が起こっていない区においては、ダブルチェックの仕組みや個人情報を含む書類の管理方法が、より具体的なものとして確立されているという印象を受けました。

一例として、発送書類のダブルチェックの仕組みを御紹介させていただきます。

その区では、「ダブルチェック前」「ダブルチェック後」という2つのかごを設置していました。

	<p>まず、発送書類の準備ができた時点で、書類一式を「ダブルチェック前」かごに入れます。</p> <p>次に、チェックを担当する職員は、決まった時間に、そのかご内の郵送物を確認し、「ダブルチェック後」かごに移します。</p> <p>最後に、発送を担当する職員が、「ダブルチェック後」かご内の郵送物だけを集計し、郵便局に持ち込む、という流れとなっていました。</p> <p>非常に単純なものではありますが、それだけに、守りやすいのでしょうか。</p> <p>郵送時には必ずダブルチェックを経るという、事務の流れが確立しているので、漏れの発生しづらい、効果的な取組だと感じました。</p> <p>また、事故が少ない区は、事故が多い区に比べて、スペースに余裕があり、効率的に動くことができるのかなという印象を持ちました。ダブルチェックのためのかごのような場所も取れます。</p> <p>事故が多かった区も、狭いながらも色々な工夫をしていたのですが、もう一方の区のほうが余裕があったのかなというのが私としての感想でした。</p> <p>そのほかにも委員会として気づいた、良い点や改善が必要な点について実地調査報告書としてまとめていきます。現在その作業中ですが、まとも次第、個人情報保護審議会に提出させていただきます。その後、審議会から副市長に手交します。</p> <p>実地調査についての報告は、以上となります。</p> <p>(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。</p> <p>(各委員) <質問、意見なし></p> <p>(中村会長) 御報告ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いします。</p> <p>(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございます。</p> <p>次回の日程は、令和6年10月30日水曜日の、午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。</p> <p>接続の確認のため、開始の15分前には、WEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第219回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第219回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和6年10月30日（水）午後2時からWEB会議の方法により開催予定</p>

本会議録は令和6年10月30日第220回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。